

第31回 農業委員会総会議事録

令和5年1月30日開会

中標津町農業委員会

令和5年1月30日、第31回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 二瓶 裕 貴
- 2番 横田 千秋
- 3番 一欠 員 一
- 4番 長谷川 孝 二
- 6番 竹村 聡
- 7番 武田 健 治
- 8番 田中 世 一
- 9番 瀧本 和 男
- 10番 須崎 智
- 11番 和泉 光 広
- 12番 後藤田 宏 幸
- 13番 高橋 正 一
- 14番 赤波江 信 二
- 15番 小林 亨
- 16番 中村 正 生
- 17番 笠原 康 博
- 18番 本田 信 幸

本日欠席した委員

- 5番 田中 洋 希

附議した案件

- (イ) 議案第171号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第172号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ハ) 議案第173号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ニ) 議案第174号 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて
- (ホ) 報告第66号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヘ) 報告第67号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告について

本日出席した職員

事務局 長	杉 山 隆
庶務係 長	葛 西 利 光
農地係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 13時30分)

- 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
総会に入ります前に、去る1月6日急逝されました、故 谷川 好則委員のご冥福を祈り、黙とうを捧げたいと思います。委員の皆様、ご起立をお願いします。
(全員黙とう)
ただ今から、第31回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、新年として私から一言ご挨拶申し上げます。
- 会 長 新年ではございますが、今捧げましたように、谷川委員が急逝されて、これからまだまだ中立委員として活躍いただけるものと思っておりましたので、みなさんとともに大変びっくりしているところです。ただただ谷川委員のご冥福をお祈りいたします。
さて、中標津町農業委員会あと半年で今期が終わる訳でございます。そんな中で今期はコロナで全ての研修会等が中止となりました。いろんな形で研鑽を高めて地域の皆様にご報告しなければならなかったことも一杯ありましたけれども、そういうことが全然出来なかったということで、委員活動をするうえでは大変だったかなという感じがします。谷川委員も含めて3名の今期新任委員がおられましたけれども、結局一度も新任研修会を開くことも出来ませんでした。これからコロナが少し落ち着けば、少しずついろんな時代に合わせた、農地法等も含めて農業委員会も少しずつ変化しておりますので、その研修を皆さんと供につぐようにしていただければと思います。中標津町農業委員会だけでなく、農業委員会の活動に対しましては、いろんな活動の幅が広がって忙しくなっております。今後10年間の農地利用者を確定していく調査も進めなければなりません。そういう面では、日ごろ各地域で忙しくまとめ役をしていただいておりますけれども、それに増して、今後10年間に合わせました、またいろんな聞き取り、調整が必要になるかと思っておりますので、その点も益々委員それぞれの協議の元進めていただければと思います。
農業に目を向けますと、ご承知のとおり酪農だけではなく、農業全体が大変な状況に置かれています。中標津は酪農が主ではございますけれども、いろんな資材高騰等には努力しようがない大変な事態になっております。こういう時にクラスターをはじめ投資をされた方もおりますし、これから考えようかという状態のもいるかと思っておりますけれども、先が読めない状態になっています。今までも色んな大変な事がありましたけれども、その苦難を乗り越えて先人たちもここまでやってきましたし、これ

からの若い世代に対しましても、色々な助言とか協力できることがあれば皆さんで協力できればなと思っております。町長も来ていただいておりますけども、中標津町からも肥料とか飼料もご援助いただいたところで、かなり皆さん気持ち的には助かっているかなと思います。今後農業委員会改選に向けて、皆さんのいろんな準備があると思っておりますけども、地域の中で今まで以上に、今までも当然地域の土地のあっせん等も含めまして、協議されてきておりますので、それをまた十分反映させていただきながら、次期の農業委員を速やかに選んでいただいて、禍根を残さないように、良い土地を残すんだということをまず第一に進められればと思いますので、地域の中で協議を進めていただければと思います。今後1年任期だけで言えば6か月ですけども、局長を含め事務局の皆さんとともに農地行政、地域全体の中標津の農地を守るために努力していただければと思いますので、よろしく願いますとともに、皆さんのご健勝をご祈念して挨拶とさせていただきます。

議長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただいております。町長よりあいさつを頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

町長 令和5年の、最初の農業委員会総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆様には、日頃より農地利用の最適化をめざし、また優良農地の保全、そして新たな担い手の確保など、農行行政全般に渡りましてお力添えをいただいております。また併せて、それぞれのお立場でまちづくりの推進にもお力添えをいただいておりますことに、厚く感謝を申し上げます。

先ほど黙とうを捧げました谷川委員ですけれども、本当に残念な話でございまして、私的にはちょうど私が農林課にいるときに同じ農業事業の取り掛かりを始めたときに一緒に仕事をしまして、それ以来の間でございました。退職されてからも町の色々な委員やそして町内会を代表する方でもありましたので、本当にまちづくりに熱心にご参加いただきまして、本当に改めましてご冥福をお祈りするばかりでございませ

す。さて、会長のあいさつにもありましたコロナウイルスですけども、3年が経とうとしておりまして、第8波ということで、ちょうど今年のゴールデンウィークあけくらいから2類から5類へという風に移るといふ話も聞こえているところで、何とかしっかり乗り切って観光などが推進されるようになれば、町の経済もまた一つ進むのではないかとという風に思うところでございます。特にこの間にも、ロシアがウクライナに侵攻するなど新たな要因が生まれたり、また元々コロナで乳製品の利用が先細ったり、そして円安によっていろんな物価高につながったり、本当に色々なことが起こりました。地元の農業経済には大打撃の日々が続いているところでございます。国、道、町と合わせまして幾何かの支援になったわけでございますけれども、今後ですね、更にまたその支援に対してどうするか、そして乳価自体の話も多分なろうかと思っておりますけれども、そういうものも含めてどうするかということが本当に大きな課題でございます。しっかりと、地域の基幹産業でございまして、しっかりと応援しながら産業推進になるように努力したいという風に思っているところでございます。さて、農業委員会につきましては、残すところあと半年というようなところでございまして、新たな引継ぎを行いな

業行政の推進にという風に思うところでございます。皆様方の益々のご健勝と農業委員会のご発展をご祈念申し上げまして、簡単でありますけども、開会にあたりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお祈りいたします。

議長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。
……………（町長退席後）……………

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

15番、小林 亨 委員。

16番、中村 正生 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 12月23日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第171号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第171号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)(2)について説明致します。2ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積18,485㎡、利用目的、牧草畑、他18筆、計495,088㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借の設定。5、期間、令和5年2月1日から令和15年1月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計156,446.03㎡、家畜、牛473頭。7、見取図については、4ページ、5ページのとおりとなっております。

なお、(2)につきましても、借主が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。6ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番2、公簿、畑、現況、畑、面積14,998㎡、利用目的、牧草畑、他16筆、計250,499㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営

を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借の設定。5、期間、令和5年2月1日から令和15年1月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計156,446.03㎡、家畜、牛473頭。7、見取図については、8ページ、9ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、所有農地を設立した農地所有適格法人に使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第171号(3)について説明致します。

10ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(有)○○○○○○○○○○、代表取締役、○○○○。

2、土地の表示。字○○○○○番1、公簿、畑、現況、畑、面積30,933㎡、利用目的、牧草畑、他30筆、計858,557㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借の設定。5、期間、令和5年2月1日から令和15年1月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計858,557㎡、家畜、牛385頭。7、見取図については、12ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第172号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) から (6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第172号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) から (6) について、説明いたします。
15ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字○○○○線○○番地○○、(株)○○○○○ ○○○○、代表取締役、○○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○番1、公簿、畑、現況、畑、面積11,123㎡、利用目的、牧草畑。他14筆、計、153,173㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,864,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、7,800,000円、自己資金64,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、3人、農従者3人、経営地、計1,372,960.40㎡、家畜、牛頭115頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、17ページのとおりです。

なお、(2) から (6) につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

18ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字○○○線○○番地○、○○○○(株)、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○番2、公簿、畑、現況、畑、面積19,542㎡、利用目的、牧草畑。他25筆、計、280,462㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。18,820,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、18,800,000円、自己資金20,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、1人、農従者1人、経営地、計1,264,144.03㎡、家畜、牛頭473頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、20、21ページのとおりです。

22ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積11,162㎡、利用目的、牧草畑。他3筆、計、65,572㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約

の内容。所有権の移転。5、価格。2,037,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、2,000,000 円、自己資金 37,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、2 人、農従者 2 人、経営地、計 1,601,516.51 m²、家畜、牛頭 155 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、23 ページのとおりです。24 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 44,426 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,243,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、3,200,000 円、自己資金 43,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、6 人、農従者 4 人、経営地、計 1,208,649 m²、家畜、牛頭 167 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25 ページのとおりです。26 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 95,677 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 97,832 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。6,652,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、6,600,000 円、自己資金 52,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、2 人、農従者 2 人、経営地、計 520,962 m²、家畜、牛頭 87 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、27 ページのとおりです。28 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 996,579 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 97,830 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,141,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、7,100,000 円、自己資金 41,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、4 人、農従者 3 人、経営地、計 1,049,780 m²、家畜、牛頭 174 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、29 ページのとおりです。

この 6 件につきましては、平成 30 年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび 5 年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) から (6) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
(7) から(10) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第172号(7) から(10) について、説明いたします。
30 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○、代表取締役、○○ ○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積114,485㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計175,785㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年1月31日から令和9年11月27日まで。6、価格。年243,040円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計919,781㎡、家畜、牛242頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、32ページのとおりです。

なお、(8) につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。31 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積95,866㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年1月31日から令和9年11月27日まで。6、価格。年136,120円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、2人、経営地、計760,223㎡、家畜、牛47頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、32ページのとおりです。

この2件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

33 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字○○○○番地、○○ ○○、○○歳、農業。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○、代表取締役、○○ ○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積23,594㎡、利用

目的、牧草畑。他 3 筆、計、56,674 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,104,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、2,100,000 円、自己資金 4,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、1 人、農従者 1 人、経営地、計 919,455 m²、家畜、牛頭 242 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、35 ページのとおりです。なお、(10)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。34 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 5,087 m²、利用目的、牧草畑。他 2 筆、計、25,784 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,309,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、1,300,000 円、自己資金 9,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、3 人、農従者 2 人、経営地、計 760,223 m²、家畜、牛頭 47 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、35 ページのとおりです。この 2 件につきましては、田代氏の離農に伴い、所有していた農地について、所有権移転したい旨の申し出があり、あっせん協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7) から (10) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11) (12) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第 172 号 (11) (12) について、説明いたします。
36 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 50,078 m²、利用目的、牧草畑。他 16 筆、計、446,715.46 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。22,415,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、22,400,000 円、自己資金 15,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、2 人、

農従者 2 人、経営地、計 503,012 m²、家畜、牛頭 64 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、38、39 ページのとおりです。

なお、(12)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。40 ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,629 m²、利用目的、牧草畑。他 13 筆、計 384,598.54 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。23,406,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金、23,400,000 円、自己資金 6,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、2 人、農従者 2 人、経営地、計 529,424 m²、家畜、牛頭 57 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、42 ページのとおりです。

この 2 件につきましては、平成 30 年度の農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した 5 年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 説明が終わりましたので、(11)(12)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程 5、議案第 173 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。
内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 173 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。44 ページをお開きください。令和 4 年度分といたしまして、(株)ナガホロ、(株)NHD Farm、以上 2 件の提出がありました。令和 4 年 1 月 22 日に受理した報告書でございます、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。
日程6、報告第66号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第66号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1) について説明いたします。48ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和4年3月16日付、中農委5第令3-5号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、他2筆。4、転用目的。砂採取。5、事業計画の期間。令和4年4月1日から令和5年3月29日まで。6、事業完了年月日。令和4年12月22日。7、完了検査につきましては、令和4年12月24日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、同日付で、完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第66号(2) について説明いたします。49ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和4年3月16日付、中農委5第令3-9号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇、他2筆。4、転用目的。黒ボク採取。5、事業計画の期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年12月10日。7、完了検査年月日につきましては、令和4年12

月19日、第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程7、報告第67号「農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第67号「農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。51ページをお開きください。

(1) 1、報告者の住所、氏名。

目梨郡羅臼町〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、報告書に係る土地の所在地等。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積6,901㎡、作物の種類、牧草。3、業務執行役員の状況。氏名、稲川 泰幸、常時従事者の役職名、専務取締役、耕作または養畜の事業の年間従事日数、100日。令和5年1月16日に受理しました、令和4年度分の報告書で、〇〇〇〇(有)のものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適正に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。以上、報告いたします。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で報告を終わります。
日程8、議案174号「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」を上程いたします。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第174号「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」提案理由のご説明を申し上げます。議案の46ページをお開きください。
この件につきましては、農業委員会等に関する法律第17条において「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うため農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」とされておりますが、農地等として利用すべき土地の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村の農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができるとされております。
「農地等として利用すべき土地の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている」とされる基準につきましては、同法施行令において定められ

ており、「当該市町村の区域内の農地の遊休農地率が1パーセント以下」であり、かつ、「当該市町村の区域内の農地の担い手への集積率が70パーセント以上」とされてございます。

また、農林水産大臣は、上記のいずれにも該当する市町村を公告しなければならないとされており、中標津町農業委員会においては、平成28年10月17日付け農林水産省告示第2047号により該当する市町村である旨の告示がされており、以降、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度等が図られていることから、農地利用最適化推進委員の委嘱はしないことと決定して参りました。

直近における実績としましても、「遊休農地率1パーセント以下であること」且つ「農地の担い手への集積率が70パーセント以上であること」の基準を引き続き満たしていることから、令和5年7月20日から令和8年7月19日の任期においても、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これもちまして、第31回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 14時08分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月13日

会 長 _____

15番 _____

16番 _____